

令和2年(ワ)第2509号 損害賠償請求事件

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

回答書 兼 訴状訂正申立書

令和2年11月20日

氏名

大町 誠



「訴状」記載の請求の趣旨のうち、「被告は速やかに被告自身のホームページから原告の著作物の全てを消せ。」との記載は、別紙投稿記事目録記載の投稿記事から原告の著作物の削除を求める旨のものと理解できますが、「原告の著作物の全て」とは、具体的にどの部分を指すものか、必ずしも明らかではありません。

そこで、添付の投稿記事に下線部を付す方法などにより可能な範囲で特定した上、該当する以下の回答の□に✓を入れてください。

- ① 「原告の著作物の全て」とは、添付の投稿記事のうち、下線部を付す方法などにより特定した部分である。
- ② その他。(裁判所の理解が異なる場合は、求める事項を簡潔に記載してください。)

以上

(別紙)

投稿記事目録

1 URL

<http://www.cml-office.org/wwatch/claim/case02/comment01.html>

2 投稿記事

甲1のとおり

ウルフアンドカンパニーから訴訟を予告するメールが来ました (2020/06/14-

大竹氏はさいたま地裁越谷支部と簡裁の越谷支部では有名とのことだが、これまでの訴訟はウルフアンドカンパニーの名前でやっているわけでは
ないらしい。そんなに有名なら、法廷入り口の掲示とかで割と目撃されていると思うので、どなたか、裁判所で大竹氏の名前を見た人がいたら情
報をお知らせ下さい。

2020年6月14日に、ウルフアンドカンパニーの代表取締役を名乗る、大竹誠一氏から、「貴殿の次亜塩素酸水のYahooニュースの件苦情抗議 と
貴殿裁判の提起準備の件4」と題するメールを受け取った。改行を適宜入れた上で、私の趣味で、面白いと思ったところをハイライトしておく。

「消毒薬のミストでどうにかできるなら、とっくに病院が実践しているはずだ」

これなどの記事がYahooニュースで流れました。まず当社が納品した病院が経営している
老人ホームは一括導入しています。当社及び当社社長が過去に納入した施設では新型コロナ
ウイルス患者は出ていません。私の除菌コンサルタントとしての誇りです。バス車内の故障の
前例の件、まず次亜塩素酸水は水と塩を電気分解して製造する会社が殆どですが、国内に2社
だけ食塩を使わず無塩 次亜塩素酸水（無塩 微酸性電解水）を作る会社をご存知でしょうか？
この2社のものを使えば塩害が起きませんので、バス車内の器機故障は無かったと思われ
ます。また、当社ではありませんが、当社の加盟団体での病院での納入実績がございます。
貴殿の病院がとっくに病院が実践しているはずの根拠が崩れます
上は、正しい方法で作られた次亜塩素酸水空間噴霧の安全性のエビデンスを2つ所持しています。
北里と岡山大学です。また手指の除菌の有効性に関するエビデンスを1つ持っています。
当社及び正しい方法で次亜塩素酸水を製造している会社に対して、貴殿は営業妨害、業務妨害
をしています。貴殿が望めば、メールにて送ります。
貴殿がマスコミ各社に対し訂正の報道を行わないのであれば、貴殿を提訴します。
私は弁護士無で裁判が行える能力を持っています。
裁判所は当社の本社のある埼玉県越谷市の簡易裁判所です。
ご回答をお待ちしております。

-- CML admin <http://www.cml-office.org> であなたが管理するサイトについてフィードバックが送られています
送信者名 : 株式会社 ウルフアンドカンパニー 代表取締役 大竹 誠一
メールアドレス: otake@wolfjpn.com

ウチのサイトの投稿フォームからのメールだったので、検索して、当然こちらのサイトの中身も知った上での手紙らしい。実はこの数日前にも、
大学宛におそらくこの方からクレームが届いていた。大学が邪魔して送信者を隠したために、確定はできなかったが、後で総務とやりとりしてほ
ぼ特定できている。文中にあるYahooニュースの記事とは、BuzzFeedに出た「自治体が配布し、大量に商品出回る「次亜塩素酸水」の危険 科学
「一番怖いのは...」」のことで、これがYahooに転載されたのを見たということだろう。この記事の中で、私は、消毒薬の空間噴霧について
一般的な注意事項を述べており、大竹氏が扱っている特定の商品については名指ししていない。提訴の予告のメールは、大竹氏がいきなり送って
きたものである。

それはそうと日本の民事訴訟の制度上、弁護士代理は必須ではない。むしろ本人訴訟の方が想定されていて、代理人に頼むのはオプションであ
る。だから、弁護士無しで裁判が行える能力は、大竹氏に限らず誰でも持っている。

そこで、次のような返事を2020年6月15日に出した。

株式会社 ウルフアンドカンパニー
代表取締役 大竹 誠一 様

山形大学の天羽です。メールを拝読いたしました。

1 メールを受信状況について

いただいたメールのタイトルが「貴殿の次亜塩素酸水のYahoo
ニュースの件苦情抗議 と貴殿裁判の提起準備の件4」
となっていたのですが、貴殿からいただいたメールは、この
タイトルのメール1通のみで、1~3までが届いていません。

投稿フォームからうまく送信できていなかったか、先週、ウェブサイト

をおいているレンタルサーバーのメンテナンスがあって、一時期不安定になっていたため、どこかに消失した可能性があります。

まずは、お手数ですが、番号1〜3までの再送をお願いいたします。

送信先は、このメールの差し出しアドレスをお願いします。

2 貴殿が主張するエビデンスについて

既にお書きのように、番号1〜3のメールを受け取っていませんので、いただいた4についてのみ照会いたします。

無塩次亜塩素酸水の製造装置でできる次亜塩素酸水の規格はどのようなのでしょうか。電界前の水の組成や電界後の有効塩素濃度、pH、生成している化学種の割合などについて書かれたものはありますか。製造している会社はどこでしょうか。

「正しい方法で作られた次亜塩素酸水空間噴霧の安全性のエビデンス」

「また手指の除菌の有効性に関するエビデンス」

とは、人体に対して確認されたエビデンスでしょうか。

医学も含む、自然科学の世界でのエビデンスとは、査読付きの学術論文誌に出たものか、国際会議のproceedingsになっているもの（但し査読が無い場合はエビデンスとして弱い）のことで。

新聞記事や学会での口頭発表だけではエビデンスとは言えません。また、大学紀要や、研究機関が出している広報誌などに出たものもエビデンスとは言えません。

除菌コンサルタントを名乗っておられるのであれば、この程度のご存じのことと思います。

そこで、貴殿が主張するエビデンスの根拠となる、掲載論文の著者名、雑誌名、掲載号、掲載年、ページ数について照会します。もし、論文のpdfファイルがありましたら送ってください。

3 提訴について

訴状の送達先ですが、とりあえず勤務先の、

990-8560

山形県山形市小白川町1-4-12

山形大学理学部

天羽 優子

へをお願いします。窓口で書記官に何か言われたら、提出時にこのメールを担当書記官に見せてくださってかまいません。

民事訴訟法によると居所への送達も可能となっており、被告となる予定の私が受け取ると明言しているのであれば、そのまま提出が可能と思います。

以上

このメールに対して、届いた返事が3通あった。いずれも、届いたのは2020年6月16日で、件名は「Re: 貴殿の次亜塩素酸水のYahooニュースの件 苦情抗議 と貴殿裁判の提起準備の件4」であった。

まず1通目（電話番号についてはイタズラ防止のため削除し、それ以外の部分を引用する）。

山形大学 天羽様

貴殿の大学のサイトではメール添付できなかったので、メール添付で3つのエビデンスを送ります。

次亜塩素酸水の空間噴霧の安全性 2つ 手指の除菌の有効性 1つ、あと、ある程度大きな病院で7年前から空間噴霧して

原因不明の高熱が無くなったとして喜んで使用している病院があります。
この病院は新型コロナ患者を出していません。
これは法廷で貴殿の「病院が使っているはず」を否定するために出します。
手指の除菌に関してはエビデンスではありませんが、北海道大学の発表です。
しかし、空間噴霧の安全性は北里と岡山大学です。
外食チェーンのゼンショーグループでは5年以上前から来店客向けに
次亜塩素酸水の中の、微酸性電解水利用しています。
健康被害は無しです。

株式会社ウルフアンドカンパニー 代表取締役社長 大竹 誠一
〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷1-3-14博進ビル6F

このメールには4つのファイルが添付されていた。

- 微酸性電解水ミストのラットに関する暴露試験.pdf
- 岡山大学空間除菌安全エビデンス.pdf
- 北海道大学 次亜塩素酸水で新型コロナ不活化.pdf
- はま寿司 微酸性電解水 使用例.JPG

2通目のメールの内容は次のようなものだった。

天羽 様

追記です。当社が加盟している、一般社団法人 日本微酸性電解水協会から
昨日付け、メールを私が見たのは先程がありますので、それを添付で送ります。
次亜塩素酸水は様々なメーカーがあり様々な品質があります。
貴殿はそれを一色淡にして記事を出した訳です。
当社は同じく記事に出ていた小波教授も訴訟の提起をする予定ですが、
小波教授は「使用后、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念が無いと考える」
と結んでいます。当社が小波教授に対してそれをしらせ、謝罪すれば訴訟を取りやめる可能性はあります。
天羽様は「病院が実施しているはず」と書いてありますが、
立川の病院が7年前から空間噴霧していて、原因不明の熱を出す患者が減ったと言っていますし、
同病院は新型コロナウイルス患者を出していません。
詳しくは一般社団法人 日本微酸性電解水協会を見れば病院が会員になっています。
貴殿が当社が添付資料やエビデンスを見て発言を撤回し、様々なメーカーがあり、
ウルフアンドカンパニーが販売する製品は安全だと認めれば訴訟の提起を取り下げること考えます。
なみに、当社の販売している無塩 次亜塩素酸水（無塩 微酸性電解水）は次亜塩素酸水の発明家で作った商品です。

ご参考までに

このメールには、「無塩微酸性次亜塩素酸水と（浮遊菌・落下菌及び他の殺菌剤との違い 改定2020. 6. 15.doc）」というファイルが添付されていた。

3通目は、こんな内容だった。

天羽殿

同じメディアで次亜塩素酸水を「不安商法」と述べた京都女子大学名誉教授が、
代理人を通じて「話し合い解決」を望む内容証明便が届いたので、
その文書に対する反論を述べたものを添付します。
代理人にはこの文書の他、先に貴殿に添付メールした、
日本微酸性電解水協会の6/15付けの発表も合わせて送りました。

ご参考までに

ウルフアンドカンパニー
大竹

添付されていたのは、「京都女子大学名誉教授 小波宛文書2020.6.16.docx」だった。

大竹氏は本人訴訟が得意らしいが、その割には文書の番号に無頓着である。私のところに来たクレームのタイトルの番号が「4」となっていたが、私は1〜3を受け取っていないし、職場に問い合わせたところ、職場でも受け取っていないということだった。訴訟をするなら、出したつもりで受け取っていないなどということがあると話が面倒になるので、まずは1〜3までの番号のメールの再送を求めたのに、大竹氏はこれを無視している。

次に、大竹氏が送った最初のメールの添付書類の内容について確認した。

「微酸性電解水ミストのラットに関する暴露試験.pdf」は、ヒトではなくラットで安全性が確認されたという内容で、確かにラットに悪影響は見られなかったという結論が出ていた。しかし著者たちは、「しかし、一般的にラットとヒトでの種差は約10倍の開きがあると考えられていることから、安全性を考慮して電解水の使用時には通常の農薬散布で用いるマスクを使用するなど吸入量を減らすことが必要である」、「噴出口で大量のミストに暴露されたような場合は水道水などで眼を洗う事と、狭い温室で長時間の作業などによる過剰なミストの暴露が考えられる場合は、マスクの装着あるいは換気の必要性がある。」と書いている。大竹氏が、噴霧しても安全という自説の証拠として送ってきた論文の著者たちの注意書きを素直に読むと、噴霧して吸ってはいけない、という結論しか出てこない。わざわざ主張が不利になる証拠を送ってくるとは、大竹氏は何を考えているのだろうか。

「岡山大学空間除菌安全エビデンス.pdf」は、何と、抄録だけで本文が無かった。大竹氏は論文を証拠とするにあたって、本文を読まずに主張しているということらしい。仕方がないので図書館を通して複写依頼してみたら、国会図書館しか所蔵しておらず、COVID-19のせいで図書館の業務も制限されている上に、雑誌が利用中なので、急ぎの取りよせは無理だという回答が来た。

「北海道大学 次亜塩素酸水で新型コロナ不活化.pdf」は、エビデンス以前の新聞記事のコピーでしかなかった。しかも、試験に用いられた次亜塩素酸水のpHは2.7以下、有効塩素濃度40ppmである。大竹氏が販売している「次亜塩素酸水（無塩 微酸性電解水）」とは、pHが全く違う。大竹氏は、違う作り方をした次亜塩素酸水の結果を、自社製品に効果があるという根拠にしている。強酸性電解水との差別化を図ろうとするメールで、強酸性電解水についてわかったことを根拠にするのは、逆効果ではなからうか。

「はま寿司 微酸性電解水 使用例.JPG」は、ボトルの写真だが、表示が十分でないため、中身がよくわからない。消費者としては、こんな中身のあやふやなボトルに入っているものを手指にかけるのはちょっとお断りしたい。

2通目のメールの添付書類は、作成者の名義が「一般社団法人日本微酸性電解水協会」であった。念のため、協会のウェブサイトを見たのだが、どこにも掲載されていなかった(2020/06/15頃)。そこで、協会にメールでこの文書について問い合わせた。そうしたら、メールの添付書類として同じものが送られてきた。そこで、回し読みではなく協会のウェブサイトにあるものを読みたくて、サイトのどこで公開しているのかと訊いてみた。そうしたら、「ご連絡を頂きありがとうございます。26日には最終見解が出される予定です。文科省も軟化しています。それから検討してWebに載せる予定です。経済産業省とは何度かやりとりしている関係ですのでご理解をください 一般社団法人日本微酸性電解水協会」という回答だった。大竹氏は、協会側で内容が確定していないものを証拠として私に送ってきたということがはっきりした。

小波さんの代理人への返答がどうであれ、私にはあまり関係がないので3通目のメールの添付書類は放置することにした。

立川中央病院は、ウェブサイトの「感染予防」のところを見ると、COVID-19とは無関係に、以前から次亜塩素酸水の24時間噴霧を行っていると書いてある。医師の判断とは信じ難かったので、病院長宛に問い合わせを出し、噴霧の決定を医師が決めたのかどうかを質問したが、回答がないので確認がとれていない。病院の場合も、事務方や経営陣の意向で医師の考えと違うことが行われる場合もあるので、要確認だと思ったのだが、のところ不明である。

そこで、私は、回答書を作って(回答(20200616受信20200619送信).pdf)、2020年6月19日にメールに添付して送信し、週明けの2020年6月22日に到達が追跡可能なレターパックプラスにて紙に印刷したものを送付した。私の回答を読めば、大竹氏の要望を全く受け入れていないことは誰が見ても明らかである。大竹氏は訴訟したがっているのだから、この回答を見たら、すぐさまにでも提訴しますと言ってくるかと思って期待していた。しかし、何も言うてこなかった。

そこで、2020年6月25日に「訴状の提出予定について教えて下さい」という件名で、次のように書き送った。

>株式会社ウルフアンドカンパニー
代表取締役社長 大竹 誠一 様

先週金曜日にメールで、今週月曜日に郵送で、貴殿からのメールおよび送信された資料についてのコメントを返送しました。
明日の6月26日(金)で5営業日になります。

全面的に貴殿の希望には添えない内容となりましたことをご確認いただけたことと思います。

さて、貴殿は、「貴殿の次亜塩素酸水のYahooニュースの件苦情抗議」と貴殿裁判の提起準備の件4」という件名のメールを何通か送信し、その中で、

「貴殿が当社が添付資料やエビデンスを見て発言を撤回し、様々なメーカーがあり、ウルフアンドカンパニーが販売する製品は安全だと認めれば訴訟の提起を取り下げること考えます。」と書きました。

私の回答が訴訟提起取り下げの条件を満たしていないことは明白です。

まさかこのままだやむやにして訴訟せずに終わるなどという事は無いと考えますので、訴状の提出状況についてお知らせ下さい。

もしくは、私が回答中で求めた、エビデンスたり得る資料を新たに送る予定があればその旨お知らせ下さい。

なお、エビデンスと呼べるものは、たとえば、消費者庁の「不当景品類及び不当表示防止法第7条2項の運用指針」に準ずるものを意味します。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/misleading_representation/not_demonstrated_ad/のリンクからpdfで読めますので、新たな資料を送る際には基準に沿っているかどうかを確認の上お送り下さい。

うしたら、こんな返事が来た。

時間ができたら適切な時期に。

写真は、度々行く裁判所前での記念撮影です。(写真転載禁止)

7月は地裁で2100万円請求の損害賠償事件1件、簡易裁判所で簡単な事件1件、の予定が入っています。いづれも弁護士無しです。弁護士付きの被告や弁護士をいつも涙目にしています。^^

ウルフアンドカンパニー
大竹

写真については転載禁止とあるし、私も他人の肖像権をむやみに侵害するつもりはないから、文章でのみ表現すると、裁判所の門の脇でサングラスをかけた恰幅の良い男性が自撮りした写真、であった。

正直な話、いろいろと脱力し倒した。大竹氏は、「次亜塩素酸水のミスト噴霧は絶対にやめてください!!」へのコメントでも、提訴するぞと云ってるし、BuzzFeedの記事に出た小波さんにも同様の脅しをかけている。それなのに、督促したら訴訟を後回しにするとは一体どういうわけだろうか。まさかと思うが、訴えてやる、が口先だけのポーズってことはないよね? 3人も脅しておいてまさかこのまま逃げてうやむやにできるとか、合のいいことは考えてないよね?

ところで、どの場合も、要求がはっきりしていて、つまりは研究者や医者が大竹氏の扱っている商品は安全だといわせることが訴訟の目的だと主張している。これだけはっきりしているなら、誰かが大竹氏と裁判所でやりあって、そんな義務がないことをはっきりさせれば、3人分まとめて片がつく。まあ、今回、大竹氏は訴訟が得意そうだし好きそうなので、こちらから訴えるにしても、嫌がらせと受け取られる可能性は皆無なので、気が楽ではある。

ただ、訴訟やってる件数を強調したがる大竹氏のセンスが理解できない。訴訟ってそれなりに手間はかかるから、相手が既に2件やってるなら、仕掛ける側にもなれる私としては、もう一つ増やすなら今でしょ、今、という結論しか出てこない。訴えさせたくて誘っているのだろうか。ということで、気分良く原告で訴訟したいのなら、すぐにでも訴状書いて裁判所へGoした方がいい>大竹氏。私の方から提訴するとなると、相手の会社の資格証明書とるところからなので、来週中に提出は難しい。

そんなわけで、あんまりじらされるのも何だかなあ、なので、2020年7月1日付けで通知書を内容証明で送った。

すると、次のようなメールが届いた。

Mon, 06 Jul 2020 12:35:57 +0900 ----- 天羽さん

内容証明届きましたよ。書き方からして弁護士に書かせていますね。

私にとって内容証明というのは普通郵便と同じ扱いなので、メモ書きにでも再利用しますね。

内容証明で怖がる訳ない私が、明日越谷の裁判所で2件の被告相手に裁判があります。

明日は法廷で私が2100万円の損害賠償を求めている被告と弁護士をオラオラして涙目にさせてきます。当然、私は弁護士無しです。そこら辺の出来損ない弁護士よりは力ありますよ。弁護士は文書では強い事書きますが、法廷で会うとへなちよこばかりですね。文武両道の私とは違います。越谷の裁判所の裁判官の部屋を知ってまして、関係者以外知らないのですが、何故か私は知っています。越谷の裁判所では、私が法廷に行くとき厳戒態勢で、裁判官の部屋の前に防刃手袋をつけた職員が立ちます。

今、一人の医者と遭り合っています。これが長引いています。それが終わったら、優先順位的に「不安商法」と言った小波さんかな〜で、時期が来たらあなたかもしれません。

貴殿が待てないのであれば、どうぞ自由で訴訟の提起をしてください。

で、届いた内容証明は熟読してませんし、何かのURLも興味ありません。流し読みしました。以上、ご報告まで。

株式会社ウルフアンドカンパニー
代表取締役社長 大竹 誠一
〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷1-3-14博進ビル6F

に裁判官の部屋は秘密ではない。部屋がわかってたって普通は行かない裁判官の部屋にまで押しかけた結果、警備員が出勤する騒ぎになった、という話しか見えない。それ、自慢する話なのか？裁判所が厳戒態勢って、一体どんなヤ○ザのからんだ訴訟だよ、っていう……。反社自慢みたいな内容になってるけどそこ自慢するところなのかと小一時間(ry。

なお内容証明は自分で書いてて、代理人はいない。明らかに法律家の文章ではない私の書面を見て弁護士がいると誤認するなど、世の弁護士さんに失礼だろう。

天羽さん

追伸ですが、立川中央病院に連絡して何かしたみたいだけど、医学博士の集う病院に命令できるのは、厚生労働省だけですからね。名も無い、門外漢の学者は余計な事しないでくださいね。迷惑です。

株式会社ウルフアンドカンパニー
代表取締役社長 大竹 誠一
〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷1-3-14博進ビル6F

原告やるのと被告になって反訴するのでは、書類の甲乙が逆になるので、どちらか早いと決めて欲しかったのだけど、向こうからの提訴はないということで、これで今回は私が甲確定ということで良さそうだ。

【2020/08/20追記】

訴状の第一稿をと書証一式を準備し、不法行為を入れようとしてたら学期末とお盆と大学院入試とオープンキャンパスが忙しくて延び延びになってたら、動きがあった。

まず2020/08/20、越谷警察署から大学宛に電話。折り返しかけるように伝言されたのでかけたところ、このページの会社名とか社長の名前とかを消して欲しいというお願いがあったとのこと。

私がこのページのURLを内容証明で伝えた時は「何かのURLも興味ありません。」とメールで断言したくせに、今頃になって何やってるのだろうw。ともあれ、これで1つ、大竹氏は自分で宣言したと違う行動をとったことになる。

警察の中の人には、特に具体的な商品名や会社名を名指した内容ではなく一般論を述べただけの記事に対し、先に訴訟で脅したのが大竹氏であること、送ってきたメールの内容から、大竹氏が裁判所における暴力行為あるいは何かしらの迷惑な行為を暗示しているといったことを説明して終了。私としては、今後紛争の相手になる人とのトラブルが先に警察に認知されることになったのはむしろありがたい、とも伝えておいた。

2020/08/19, 今度は大学の総務宛にクレーム。電話だったらいい。小白川キャンパスのキャンパス長から伝言をきいた。

同時に、まったく別の(大竹氏とは無関係の)問題が発生した。

もともとこのサイトは、研究や教育の情報と、ニセ科学対策の情報発信を主に行う目的で構築し、大学内にサーバーを置いて、ac.jpドメインでアクセスできるものだった。しかし、トップページに書いてあるように、もう何年も前に本部の総務担当理事によってコンテンツがまるごと学外に追い出されたので、大学との関係ではれっきとした地下サイトということになる。学内規則に何ら根拠は無く、理事の一存のみで恣意的に追い出されたのである。研究内容や今回のコロナ騒動で行うことになったリモート講義の教材を置いたりしているのに、学内の公式ページからのリンクもまかりならんと言われている、アンダーグラウンドまっしぐらのサイトなのである。大学からは随分酷い扱いをされていることになる。今回はキャンパス長にその経緯を説明し、「総務担当理事が追い出したサイトで、大学の管理下に無く、学内からのリンクさえ禁じられたサイトに対し、総務課がクレーム受付窓口をしちゃったら、組織の対応として大変まずいのではないですか。ということで今後のクレームに対しては、本部が追い出したサイトなので窓口になることはできない、と答えて門前払いするのが正解ですから、そのように総務課にお伝え下さい」で終了した。どうも、執行部が入れ替わった時に引き継ぎがうまくいってなかったとしか思えない。もちろん、越谷警察署にも、サイトを追い出したのが大学本部であることを伝え、大学はこのサイトについての連絡を伝える窓口にはなり得ず、今回私宛に伝言が届いたのは事務手続き上のミスであるというのが私の認識だと説明しておいた。

追記(2020/09/16)

実は、ウルフアンドカンパニーの代表取締役の大竹氏から訴訟予告をされたのは、私と小波氏だけではない。YouTubeに動画を上げている吉村医師も訴訟予告を受けた一人である。吉村医師は、「次亜塩素酸水のミスト噴霧は絶対にやめてください!!」「『次亜塩素酸水』3つの資料で論破された?編」といった動画を投稿した。この動画へのコメント欄に、ウルフアンドカンパニーの名前で、訴訟予告が書き込まれた。また、訴訟を予告するメールももらったことが、吉村医師によって公開されている。吉村医師の場合も、大竹氏の会社や扱っている製品の名前を挙げての批判ではなく、一般論を述べているだけであった。

これらの行動からわかるのは、大竹氏は、一般論として正しいことを言った人に対して、消費販売の妨げになると思ったら、気軽に訴訟するぞと言い出すということである。代表取締役として、もっぱら商品を販売するための手段としてこのようなことを実行していると言える。私が確認しただけで既に3人なのだから、他にも居るかもしれない。私が、内容証明で訴訟予告を撤回するかどうかを大竹氏に訊いた事に対し、大竹氏はそれを無視するという行動をとったことを考えると、大竹氏は今後もこのような行動を改めるつもりは全く無いのだろう。

とりあえず、ここに、大竹氏が自身が経営する会社の営業活動として訴訟予告をあちこちに行ったという記録を残しておくので、もし今後、大竹氏から同様のことをされることがあった人は、怖がらずに落ち着いて対処してほしい。これまでのところ、誰も訴状を受け取っていないし、このページの公開について大竹氏は訴訟によって対応するのではなく警察に頼ろうとしている様子だし、何かと理由をつけて提訴を後回しにしている節すらある。

小波氏は弁護士に依頼して本件を交渉事件としたため、費用が発生している。私も訴訟対応のためにそれなりに手間をかけて証拠を整理するといったことを行った。吉村医師については未確認だが、反論に余計な手間がかかっているかもしれない。他人に対して気軽に訴訟するぞなどと言ひ出せば、言われた側は訴訟の準備を始めるわけで、冗談では済まない。大竹氏は何故か自慢の本人訴訟を避けて警察に頼ろうとしている様子だが、訴えてやるというのがもし口から出任せやったりなら、それは十分に社会的批判や批判に値する行為である。

なお、塩素系の消毒剤については、北里大学によるプレスリリース「新型コロナウイルスに対する消毒薬の効果を検証」(2020年9月1日)が出ている。それによると、次亜塩素酸ナトリウム液(not次亜塩素酸水)を用いて物の消毒を行う場合、厚生労働省が従来推奨していた0.05~0.1%では濃度が足りず、1分間の接触でウイルスを消毒するには0.15%(1500ppm)の濃度が必要という結果になった。次亜塩素酸ナトリウム液は原液を薄めて使うのが普通なので、これまでの2~3倍の濃度で使えばまあまあ使えるということになる。一方、次亜塩素酸水は、どのカテゴリーのものも消毒効果が不十分だという結果であった。製造方法や原理を考えると、次亜塩素酸水の濃度を上げるというのは難しいだろうから、物の消毒においても期待はできそうにない。ましてやそれを空中噴霧することには意味がない。